

## 埼玉県教育局 高校生のバイク「三ない」廃止

新指導要項 19 年 4 月施行 38 年ぶり解禁に  
（「二輪車新聞」2018 年 10 月 5 日（金）から）

埼玉県教育局は、高校生の二輪免許取得・車両購入・乗車を原則禁止する「三ない運動」を盛り込んだ現行の県指導要項を廃止し、通学目的以外でも条件付きで二輪免許の取得や二輪車購入・乗車を認める新たな指導要項を制定、来年 4 月 1 日に施行すると発表した。学校・PTA・団体・有識者らで構成された検討委員会からの提言を受けて作成されたもので、1981 年 2 月以来 38 年ぶりの二輪車解禁となる。

### ■ 生涯教育として交通安全指導を積極的実施

新たな指導要項については、目的として「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する基本的な事項について定め、高校生の命を守り、充実した高校生活を通じて高校生の健全育成を目指す」としている。その概要は以下のとおりである。

- ① 県は、生徒が在学中のみならず生涯にわたり交通事故の当事者とならないよう、学校における交通安全指導の充実を図る。
- ② 学校は、生徒及び保護者に対し交通安全指導を実施する。
- ③ 自動二輪車等（SDA注：ここでは原動機付自転車及び自動二輪車をいう）の運転免許の取得等を希望する生徒は、保護者の同意のもと学校に書面で届け出る。
- ④ 利用しうる交通機関がなく、かつ遠距離の場合などに限り、自動二輪車等での通学を許可する。
- ⑤ 学校は、運転免許取得者を把握し、県等が主催する交通安全講習の受講を積極的に促す。

県教育局は、今回の指導要項見直しの背景に、当初の指導要項制定から 30 年以上が経過し、二輪運転免許制度改正、選挙権年齢の 18 歳以上への引き下げなど、高校生を取り巻く社会環境の大きな変化を挙げ、これらに対応した交通安全教育の在り方を検討する必要が生じたとしている。

16 年 12 月には「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会」（事務局＝県教育局県立学校部生徒指導課及び同部保健体育課）が立ち上げられ、今年 1 月まで 9 回にわたって協議を実施。2 月には提言を取りまとめた最終報告書が検討委会長から教育長に手渡され、①これまでのいわゆる「三ない運動」精神を継承しつつ新たな指導要項を制定すること、②交通安全教育に万全を期すこと、の二つが大きな柱として提言された。

### ■ 高校生の自動二輪等の交通安全に関する指導要項（19 年 4 月 1 日施行）

#### 1 目的

本指導要項は、高校生の原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自動二輪車等」という）の交通安全に関する基本的な事項について定め、高校生の命を守り、充実した高校生活を通じて高校生の健全育成を目指すことを目的とする。

## 2 交通安全指導

- (1) 県教育委員会は、生徒が在学中のみならず生涯にわたり交通事故の当事者とならないよう、学校における交通安全指導の充実を図る。
- (2) 各学校では、本要項の目的等を踏まえ、生徒及び保護者に対し、交通安全指導を実施する。

## 3 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転

- (1) 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒は、保護者の同意のもと、学校に書面をもって届け出る。
- (2) 学校は、生徒及びその保護者に対して面談等を実施し、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分、保護者の責任等について説明し、共通認識を図る。
- (3) 自動二輪車等の運転免許取得等の具体的な手続きについては、別途定める。

## 4 自動二輪車等による通学

- (1) 次のいずれかの場合に限り、校長は、自動二輪車等による通学について許可することができる。
  - ア 通学に関し、利用しうる適当な交通機関がなく、かつ遠距離のため自転車通学が困難である場合
  - イ その他特に校長が必要と認める場合
- (2) 通学用の自動二輪車等は、原則、原動機付自転車（排気量 50CC 以下）とする。
- (3) 通学に関する手続きについては、別途定める。

## 5 交通安全講習

- (1) 各学校は、運転免許取得等の手続きに従って、運転免許取得者を把握するとともに、県教育委員会等で主催する自動二輪車等の交通安全講習の受講を積極的に促す。
- (2) 交通安全講習の詳細は、別途定める。

## 6 その他

- (1) 本指導要項の施行の日において、自動二輪車等の免許を取得している者については、本指導要項で定める各種届出等の手続きを行わせる。
- (2) この指導要項に定めがないことについては、各学校において定めることができるものとする。

以 上